

24生畜第25号  
平成24年4月4日

日本食肉輸出入協会 会長  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿  
一般社団法人 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 会長

農林水産省生産局畜産部長

### 豚肉の差額関税制度に関する関税関係法令の遵守の徹底について

最近、食肉輸入会社等の関係者が差額関税制度に関連して脱税したとして逮捕されるという事件が発生したことは甚だ遺憾です。

農林水産省としては、従来から、下記の事項について積極的な取組をお願いしてきたところですが、貴団体におかれましては、傘下構成員におけるこれら事項についての取組状況を点検し、再発防止に万全を期すよう、御指導方よろしく申し上げます。

また、豚肉の適正な輸入に関するリーフレットを添付しますので、併せて周知方よろしく申し上げます。

さらに、今般、財務省関税局長より、別添写しのとおり、豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について通知が発出されましたので、これにつきましても傘下構成員への周知及び協力依頼方よろしく申し上げます。

### 記

#### 1 法令遵守に係る規範等の整備

傘下構成員の法令遵守に係る規範、指針、ガイドライン等の早期整備及び内部牽制システムの確立を図ること

#### 2 法令遵守体制の運用についての定期的検証

傘下構成員のうち、既に1の規範等が整備されている企業にあっては、法令遵守体制が適切に機能しているかどうかを定期的に検証すること

### 3 役職員の法令遵守意識の確立のための取組の実施

傘下構成員において役職員のコンプライアンス意識が徹底されるよう、法令遵守に関する講習会の開催等の取組を実施すること

### 4 合法的な豚肉の仕入れのためのルールの設定、確認の厳格化

傘下構成員が、輸入豚肉を業として取り扱っている場合にあつては、輸入豚肉の仕入れに当たり、法令遵守に係る規範等が整備されているなど法令遵守が確実な事業者に限る取引対象とするルールの設定や、契約の際、合法的に調達した豚肉であることを確認する仕組みの構築等の取組の実施に努めること

輸入豚肉を取り扱っている皆様へ

## 豚肉の輸入にあたっては、差額関税制度に基づき適正に手続きを行いましょう！

### 豚肉の差額関税制度はどのような制度でしょうか？

#### ■ 豚肉の差額関税制度は、

- ① 輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、
- ② 価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る  
という仕組みとなっております、需要者と国内生産者のバランスを図る上で重要な制度です。

### なぜ、豚肉の差額関税制度が必要なのですか？

- この制度は、海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として制定されたものであり、国内の需給及び価格の安定に寄与しています。
- このため、豚肉の輸入にあたっては、本制度に基づき適正に手続きを行っていただく必要があります。また、輸入豚肉を仕入れる際、適正な手続きにより輸入された豚肉であることを確認して下さい。

**関税法に基づき、違反事件に対しては、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金※、またはこれらが併科されます。**

※免れた関税額の10倍が1000万円を超える場合の罰金は情状により、1000万円を超え関税額の10倍に相当する金額以下となることがあります。

農林水産省としても、不適切な事案が確認された場合には、速やかに関係機関へ情報提供を行うこととしています。

財 関 第 335 号  
平成 24 年 4 月 4 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 柴 生 田 敦 夫

豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について

豚肉の輸入については、いわゆる差額関税制度の下、輸入品の価格を高く偽ること等により関税等を不正に免れる事案が後を絶たないことに加え、輸入申告に際し、異なる部位について分岐点価格に近い同一の単価を記載しているものがある等不自然な状況が見受けられる。

このような状況にかんがみ、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保するため、豚肉の輸入申告に係る審査、検査については、平成 24 年 4 月 9 日から、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知されたい。

記

1. 書類審査の充実

- (1) 豚肉の輸入申告に係る通関関係書類の審査に際しては、従来、輸入者から契約書（写）等の提示又は提出を受け、仕入書と対査するとともに、再販売先及び再販売価格を聴取する等、慎重な審査を行っているところであるが、今後は、これらに加え以下の取扱いを行うことにより、より一層慎重な審査を行うものとする。
- (2) 申告価格の妥当性をより一層慎重に審査するため、輸出国における輸出者の仕入価格がわかる資料、契約書の附属資料等、部位ごとの単価設定の妥当性を客観的に証明する資料の提示又は提出を求めるものとする。
- (3) 申告数量の適正性を確認するため、保税蔵置場の入庫報告書等の提示又は提出を受け、仕入書と対査するものとする。

## 2. 貨物検査の充実

豚肉の輸入申告に係る貨物の検査(貨物確認を含む。以下同じ。)に際しては、部位の識別、貨物の重量に着目するとともに、必要に応じ輸入者等から説明を聴取する等の方法により深度ある検査を行うものとする。

## 3. 研修等の充実

(1) 各税関においては、豚肉の各部位に関する知識の向上等を図るため、関係職員に対する研修の充実を努めるものとする。

なお、研修の実施に当たっては、必要に応じ、農林水産省生産局等の協力を得ることとする。

(2) 各税関においては、各種情報源を利用して各豚肉原産国における豚肉流通価格の把握に努めるものとする。

(3) 各税関においては、国内関係機関との更なる協力の下、課税上有効な資料情報を収集するとともに、海外税関当局の協力を得て豚肉の輸出価格に係る情報の入手に努めるものとする。

## 4. 業界への周知徹底

(1) 上記1及び2について関係業界への周知徹底を図り、その協力を求めるものとする。

(2) 特に通関業者に対しては、内容点検等により貨物の内容を十分把握するよう、その協力を求めるものとする。